

平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 理 研 ビ タ ミ ン 株 式 会 社 代表 者 名 代表 取 締 役 社 長 山木 一彦 (コード番号 4526 東証第一部) 問合せ先 執行役員経営企画部長 藤 田 満 (TEL 03-5275-5111)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の当社第81期定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に 関するお知らせ」において別途開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1)移行の目的

委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により創設された監査等委員会設置会社に移行するものです。

(2)移行の時期

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 81 期定時株主総会において、定款変更議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1)変更の目的

- ①監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する 規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条(社外取締役との責任限定契約)を一部変更するものであります。
- ③上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 29 年 6 月 27 日 (火) 定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 27 日 (火)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 変更案 (員 数) (員 数) 第 19 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。 第 19 条 当会社の取締役(監査:

(新 設)

(選 任)

第20条 取締役は株主総会において選任する。

- 2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3.取締役の選任決議については累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する 最終の事業年度に関する定時株主総会終結 のときをもって満了する。

(新 設)

(新 設)

(招集者、議長)

第23条 当会社は取締役会を置く。

- 2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、予め取締役会が定めた者が取締役会を招集し、議長となる。
- 3.前項に定める代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。
- 4.取締役会の招集通知は各取締役<u>及び各監</u> <u>査役</u>に対し、会日の3日前に発するものとす る。

但し、 緊急の場合は更にこれを短縮することができる。

(決議の方法等)

- 第 19 条 当会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除</u> く。) は 10 名以内とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、 「監査等委員」という。) は5名以内とする。

(選 任)

- 第20条 取締役は<u>監査等委員とそれ以外の取締役と</u> <u>を区別して株主総会の決議によって</u>選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する 最終の事業年度に関する定時株主総会終結 のときをもって満了する。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の 任期は、選任後2年以内に終了する最終の事 業年度に関する定時株主総会終結のときをも って満了する。
 - 3. 補欠により就任した監査等委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集者、議長)

- 第23条 当会社は取締役会を置く。
 - 2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、予め取締役会が定めた者が取締役会を招集し、議長となる。
 - 3.前項に定める代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。
 - 4. 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の3日前に発するものとする。

但し、 緊急の場合は更にこれを短縮することができる。

(決議の方法等)

- 第24条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、 取締役(当該決議事項について議決に加わる ことができるものに限る。)の全員が書面ま たは電磁的記録により同意の意思表示をし たときは、当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。但し、監 査役が当該決議事項について異議を述べた ときはこの限りではない。

(新 設)

(議事録)

第<u>25</u>条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(報酬等)

第 <u>26</u>条 取締役の報酬等は株主総会の決議<u>をもって</u> 定める

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第 28 条 (条文省略)

第5章 <u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人 (員数)

第 <u>29</u>条 当会社は<u>監査役</u>を置く。<u>当会社の監査役は4</u> 名以内とする。

(選 任)

第30条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第24条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、 取締役(当該決議事項について議決に加わる ことができるものに限る。)の全員が書面ま たは電磁的記録により同意の意思表示をし たときは、当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第<u>26</u>条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

(報酬等)

(取締役との責任限定契約)

第 28条 当会社は、会社法第 427条第 1 項の規定に より、取締役(業務執行取締役等であるも のを除く。) との間に、同法第 423条第 1 項 の責任につき、善意でかつ重大な過失がない ときは、法令に定める額を限度として責任を 限定する契約を締結することができる。

第 29条 (現行どおり)

第5章 <u>監査等委員会</u>及び会計監査人 (監査等委員会の設置)

第30条 当会社は監査等委員会を置く。

(削 除)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 最終の事業年度に関する定時株主総会終結 のときをもって満了する。

> 但し、補欠により就任した監査役の任期は前 任者の残任期間とする。

(監査役会及び常勤監査役)

第32条 当会社は監査役会を置く。監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。

(招集手続)

第<u>33</u>条 <u>監査役会</u>の招集通知は各<u>監査役</u>に対し、会日 の3日前に発するものとする。

但し、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。

(決議の方法)

第34条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第<u>35</u>条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその 結果並びにその他法令に定める事項は、議事 録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこ れに記名捺印または電子署名する。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外監査役との間に、 同法第423条 第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失 がないときは、法令が定める額を限度として 責任を限定する契約を締結することができ る。

第 <u>38</u>条~第 <u>40</u>条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第<u>41</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役</u> 会の同意を得て定める。

第 42 条~第 45 条 (条文省略)

(新 設)

(削 除)

(常勤の監査等委員)

第<u>31</u>条 <u>監査等委員会</u>はその決議により常勤の<u>監査等</u> 委員を選定することができる。

(招集手続)

第<u>32</u>条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前に発するものとする。 但し、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。

(決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第<u>34</u>条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名捺印または電子署名する。

(削 除)

(削 除)

第 35条~第 37条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等</u> 委員会の同意を得て定める。

第 39 条~第 42 条 (現行どおり)

附則

(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第 81 期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423条第1項の賠償責任を限定する契約については、 なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37条の定めるところによる。